

<参考> 用語解説

【 かけ 】

切妻平入りの町家建築

江戸時代以降、街道沿いで、商人や職人の住まいとして主に建てられた、屋根の流れ方向に入口のある伝統的な建築。本を半開きにして伏せたような両流れ形式の屋根を持つ。

景観形成基準

景観計画に定める良好な景観づくりを誘導するために、建築物の新築などに際して守るべきルール。届出された計画を審査するための基準で、これに適合しない場合は、指導や勧告、変更命令が行われる場合がある。

景観形成重点地区

地域の特性を活かした景観の形成を重点的に図る地区。

景観形成方針

景観計画に定める良好な景観づくりの目指すべき方針。

景観条例

美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、景観法に基づき、地方自治体が制定する条例。本市では、令和3年11月に施行している。

景観法

都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために制定された法律。景観行政団体による景観計画の策定やその他の施策について定めている。

形態意匠

建築物などの外観全体の特徴をあらわす形状や模様などが一体となったもの。また、外観の一部を構成する意匠（デザイン）を指す。

耕地整理事業

耕地整理法（昭和24年廃止）に基づき、農地の生産力向上のために、耕地の区画整理、道路やかんがい排水の整備等を行った事業。

高度経済成長期

1950年代から1970年代の日本が急速な経済成長を遂げた時期。

【 さけ 】

埼玉県屋外広告物条例

屋外広告物法に基づき制定された埼玉県の条例。良好な景観の形成等を図るため、屋外広告物や屋外広告業について必要な規制を定めている。

【 たけ 】

道路占用物

道路を継続的に占用する物件をいい、電柱や道路標識などがある。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関し必要な事項が定められている。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本市では、令和 3 年 10 月に蕨市都市計画マスタープランを策定している。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る事業。地権者から少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、これらの土地を道路や公園などの公共用地に充てて整備するとともに、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、健全な市街地の形成を図る。

【 な行 】

中仙道蕨宿まちなみ協定

中仙道まちづくり協議会にて運営されているまちづくりのための協定。中仙道沿道蕨宿地域において、建築物等の整備に関する事項等を定め、当該地域の歴史文化軸にふさわしいまちなみの維持向上を目的としている。

【 ら行 】

ルーバー

羽板と呼ばれる細い板を一定の隙間をあけて平行に並べたもの。目隠しや日よけのため、窓や扉等に設置する。

【 わ行 】

蕨市まちづくり条例

昭和 63 年（1988 年）4 月に施行された本市の条例。住民等の参加によるまちづくりを推進し、安全でうるおいのある良好な環境を形成するため、まちづくりについての必要な事項等を定めている。

蕨市 景観計画

令和4年4月

発行	埼玉県蕨市
編集	都市整備部まちづくり推進室
住所	〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号
電話	048-433-7714
ホームページ	https://www.city.warabi.saitama.jp/



発行 埼玉県蕨市
編集 都市整備部まちづくり推進室
住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目 14 番 15 号
電話 048-433-7714